

県南広域振興局長告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年1月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町堅川目1地割1番33地先から241番1地先まで	新	m 11.1～9.2	m 101.0
	旧	10.3～7.8	101.0
北上市和賀町堅川目2地割3番20地先内	新	13.0～9.8	27.6
	旧	13.0～9.8	27.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成26年1月10日から同年2月10日まで